

令和7年度 年末たすけあい運動見舞金のお知らせ

この事業は、年末たすけあい運動の募金を財源として実施いたします。

1 対象となる方

お申し込み時点で高津区在住で、次のいずれかに該当する世帯
(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム等は除く)

- A ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯
- B 心身障がい児・者で次の手帳をお持ちの方がいる世帯
 - ア 身体障害者手帳1・2級
 - イ 療育手帳A
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級
- C 在宅で要介護4・5の認定を受けている方がいる世帯
- D 災害遺児等の福祉手当を受給している方がいる世帯
- E 公害病認定患者で、継続30日以上入院している方がいる世帯



2 申込からお届けまで

申込 申込方法は次のいずれかです。

①申込書を窓口にて提出

【窓口対応時間】月・火・水・木・金 9:00~16:30

②申込書を郵送にて提出

【送付先】〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
川崎市高津区社会福祉協議会 行

申込締切

令和7年10月31日(金)

※事務・会計処理上締切を過ぎないようにお願いいたします。

締切後の申込は見舞金をお渡しできません。

※郵送の場合は消印有効

↓

受付

受付後、受付印押印のうえ本人控(写)をお返しします。

(郵送で申込の場合は受付後2~3週間程で控えを返送)

※記載不備や手帳、受給者証等の写しが添付されていない場合は受付できません。

本人控がお手元に届いたら、申込手続き完了です。

↓

見舞金の金額決定

年末たすけあい運動により募金していただいた実績額をもとに、実施委員会にて確定されます。

※昨年度配分額は3,000円ですが、金額は募金の実績額により変動いたしますのでご了承ください。

↓

見舞金のお届け

12月下旬以降にお住まいの地域担当の民生委員がご自宅にお届けいたします。

◎いただいた個人情報につきましては、年末たすけあい見舞金事業に係る情報提供以外のことには使用いたしません。

【お申込・お問い合わせ】川崎市高津区社会福祉協議会
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
TEL:044(812)5500

ご注意

・申込書に記載不備がなければ、受付印を押して控をお渡しいたします

郵送で申込の場合は、受付後2～3週間程で郵送、窓口に来所された場合は、その場で写しをお渡しいたします。

郵送で申込後、4週間を過ぎても申込控がお手元に届かない場合は、恐れ入りますが事務局(044-812-5500)へご連絡をお願いいたします。

申込控が届かないまま事務局へご連絡をいただかなかった場合、なんらかの事情で事務局で申込書を受理していない(届いていない)こともありえます。

上記のように、申込控をお持ちでなく、かつ事務局でも申込書を受理したことが確認できない場合、見舞金をお渡しできませんのであらかじめご承知おきます。

・見舞金は世帯に対して配分されます。

同一の世帯に対象となる方が複数いる場合も、お一人で複数の区分に該当する場合も、1世帯に1件分の配分となります。

<年末たすけあい見舞金 Q&A>

多く寄せられたご質問にお答えします

Q1 見舞金の財源は何ですか？

A 毎年、厚生労働大臣の定めるところにより10月1日～3月31日に行う共同募金運動の一環として、12月1日～12月31日を実施期間として行う「年末たすけあい運動」により、高津区内のみなさまからいただく善意の募金が財源です。

Q2 対象となるのはどんな場合ですか？

A 表面の「対象となる方」A～Eに該当する方がいらっしゃる世帯です。
※手帳や受給者証等の写しを提出することが必須となります。

Q3 対象とならないのはどんな場合ですか？

A A～Eに該当する方がいらっしゃる場合でも、例えば次の場合は、対象となりません。

①高津区外にお住まい

【理由: 高津区内のみなさまの募金を財源としているため】

②入所施設にお住まい、長期入院中(E区分該当世帯を除く)

【理由: 地域の中の在宅で生活されている方を対象としているため】

③申込書の記載不備、手帳や受給者証等の写し未提出

【理由: 対象要件が確認できないため】

④締切後の申込

【理由: 対象件数を集計した後、見舞金額が設定されるため】

